

学校施設の復旧・復興に向けた整備の視点

1. 安全

再度災害発生に備えた安全を確保する

- ・学校施設の耐震化
- ・非構造部材の耐震化 など

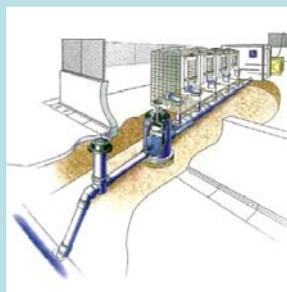


【校舎の耐震補強】

2. 避難

地域の応急避難場所(防災拠点)としての利用に対応する

- ・備蓄倉庫の設置
- ・トイレの整備
- ・情報通信設備の設置
- ・電気、水、室内環境の整備 など



【マンホールトイレの設置】

3. エコ

省エネルギーでサステナブルな防災拠点とし、環境教育にも活用する

- ・太陽光パネルの設置 など



【太陽光パネルの設置】

4. 複合化

公的施設の総合的整備により、防災機能を向上させるとともに、コミュニティ再生の拠点としても活用する

- ・社会教育施設等との複合化、近接化



【学校と公園、福祉施設等の一体的整備】

東日本大震災の
被害からの復旧

+

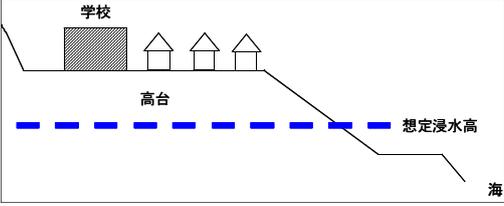
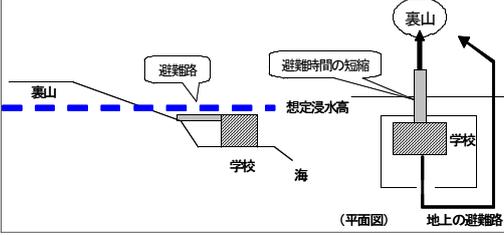
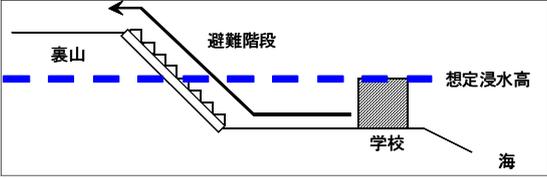
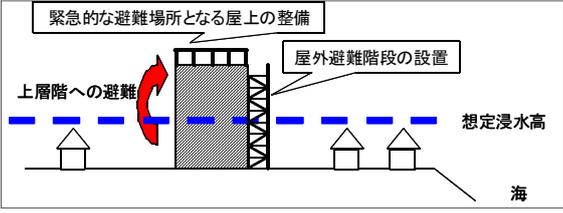
地域コミュニティの拠点
としての
学校施設の再生

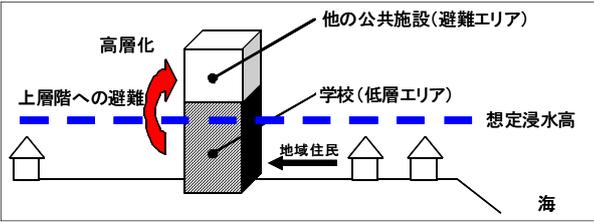
学校施設の復旧・復興に向けた整備の視点及び方策

公立学校施設の復旧・復興に向けた整備の視点及び方策として、以下のとおり多様なものが考えられます。

これらの方策の実施に際しては、以下の補助制度欄のとおり、公立学校施設災害復旧事業だけでなく、公立学校施設整備事業や他省庁の事業の活用も考えられますので、検討の際のご参考にしてください。

視点1：安全（再度災害発生に備えた安全を確保する）

○ 地震 対策	<p>学校施設の 耐震化</p>	<p>(対応例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○全半壊建物の改築 ○被災建物の耐震補強  <p>【校舎の耐震補強例】</p>	<p>(補助制度) ※</p> <p>別紙1の①②③等を参照</p>
	<p>非構造部材の 耐震化</p>	<p>(対応例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○天井、照明器具等の地震対策  <p>【天井材の落下の被害】 【照明器具の落下の被害】</p>	<p>(補助制度) ※</p> <p>別紙1の①②③⑦等を参照</p>
○ 津波 対策	<p>高台等への移転</p>	<p>(対応例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高台への移転復旧  <p>【安全な高台への建築 (イメージ)】</p>	<p>(補助制度) ※</p> <p>別紙1の①⑤等を参照</p>
	<p>避難経路の整備</p>	<p>(対応例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○裏山への避難路の整備、改良  <p>【裏山への避難路の整備 (イメージ)】</p>  <p>【裏山における避難階段の整備 (イメージ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○校舎屋上への避難階段等の設置  <p>【屋外避難階段の設置や緊急的な避難場所となる屋上の整備 (イメージ)】</p>	<p>(補助制度) ※</p> <p>別紙1の②⑦等を参照</p>

<p>高層化</p>	<p>(対応例)</p> <p>○現地での新築復旧時の高層化</p>  <p>【他の公共施設との複合化により高層化(イメージ)】</p>	<p>(補助制度) ※</p> <p>別紙1の②④⑤等を参照</p>
------------	--	------------------------------------

視点2: 避難 (地域の応急避難場所(防災拠点)としての利用に対応する)

<p>○地域の応急避難場所(防災拠点)としての整備</p>	<p>(対応例)</p> <p>○備蓄倉庫の整備</p> <hr/> <p>○トイレ・シャワーの提供 (マンホールトイレの整備、避難場所から利用しやすい位置に整備 等)</p> <p>○通信手段の確保 (防災無線の設置、衛星電話の設置 等)</p> <p>○ライフライン対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・断水対策 (耐震性貯水槽の設置、防火井戸の設置 等) ・停電対策 (太陽光発電設備の設置、自家発電設備の設置、蓄電池の設置 等) ・都市ガス供給停止対策 (LPガス変換器の設置 等) <p>○室内環境の改善 (エレベータ設置や段差の解消等バリアフリー化、和室の整備 等)</p> <p>○猛暑、寒冷対策 (外壁、窓等の断熱、空調施設の整備 等)</p>	<p>(補助制度) ※</p> <p>別紙1の⑦⑧⑪等を参照</p> <hr/> <p>別紙1の①②⑦⑧⑭等を参照</p> <hr/> <p>別紙1の①②⑦等を参照</p> <hr/> <p>別紙1の①②⑦⑧⑨⑬等を参照</p> <hr/> <p>別紙1の①②⑦⑩等を参照</p> <hr/> <p>別紙1の①②⑦⑨等を参照</p>
-------------------------------	---	--

視点3: エコ (省エネルギーで持続可能な防災拠点とし、環境教育にも活用する)

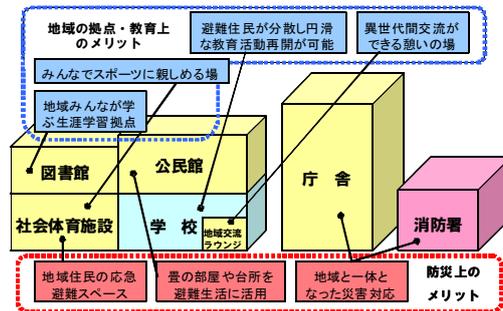
<p>○エコスクールの推進</p>	<p>(対応例)</p> <p>○太陽光パネルなど新エネルギーの活用</p> <p>○断熱化や老朽設備の高効率化</p> <p>○自然採光、通風など自然の恵みの活用</p>  <p>【太陽光パネルの整備】 【ガラス屋根の整備(自然採光の活用)】</p>	<p>(補助制度) ※</p> <p>別紙1の①②⑦⑨等を参照</p>
-------------------	---	-------------------------------------

視点4:複合化 (公的施設の総合的整備により、防災機能を向上させるとともに、コミュニティ再生の拠点としても活用する)

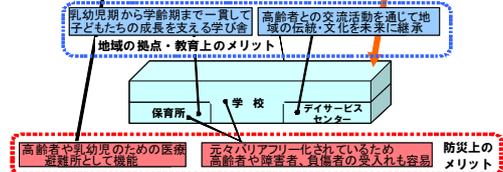
○複合化、近接化

(対応例)

○新築復旧における社会教育施設等との複合化、近接化



【学校と官署や社会教育施設等の公共施設を集約した総合複合施設】



【学校と公園、福祉施設等を一体的に整備したバリアフリー重点ゾーン】

(補助制度) ※

別紙1の①②等を参照

※ 補助制度については、「東日本大震災からの復興の基本方針」(別紙2参照)において盛り込まれた使い勝手のよい交付金(「東日本大震災復興交付金」(仮称))を創設すべく政府内で検討されており、制度が変更される可能性があります。

【本件照会先】

(災害復旧に関する補助制度について)
 文部科学省文教施設企画部施設企画課防災推進室
 災害復旧係 岩井、櫻井
 TEL: 03-6734-3036、FAX: 03-6734-3689

(施設整備に関する補助制度について)
 文部科学省文教施設企画部施設助成課
 整備計画係 福山、渡辺
 TEL: 03-6734-2466、FAX: 03-6734-3743

(復旧・復興に向けた整備の視点について)
 文部科学省文教施設企画部施設企画課
 指導第一係 野口、田中
 TEL: 03-6734-2291、FAX: 03-6734-3690

学校施設の復旧・復興に関する方策及び事業一覧

担当省庁	補助事業等名称	補助率	安全										避難													エコ		国担当部局	地方自治体における 主な担当部局 (連携先)																									
			津波対策										ライフライン対策													通信	備蓄			トイレ・シャワー		室内環境		猛暑 寒冷 対策																				
			地震対策		高台等への移転			避難経路					高層化		断水対策				停電対策				都市ガス供給停止対策							シャワー	マンホールトイレ	空調整備(冷暖房)	バリアフリー化		和室																			
			耐震化	非構造部材の耐震化	建物等の復旧	建物等の解体撤去	土地の造成・購入	避難路(敷地内)	避難路(敷地外)	津波避難タワー	高層化	耐震性貯水槽	防火水槽	浄水・耐震プール	防災井戸	中水利用設備	貯水槽蛇口	自家発電設備(据置)	自家発電設備(可搬)	太陽光パネル等	蓄電池	調理場(室)	ガス変換器	給湯機器	燃料貯蔵・供給設備(災害用バルク等)											校内LAN	防災無線	衛星電話	備蓄倉庫	トイレ	シャワー	空調整備(冷暖房) ※再掲	外壁・窓等断熱化	外壁・窓等断熱化 ※再掲										
災害復旧	文部科学省 公立学校施設 災害復旧事業	①	移転復旧(別敷地)	2/3	◎	◎	○	※7	要望中					◎	▲	▲			▲	▲	○		▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	○	大臣官房文教施設企画部 施設企画課 TEL:03-6734-3036																			
		②	新築復旧	2/3	◎	◎					▲			◎	▲	▲																				○																		
		③	補修復旧(改良・効用復旧)	2/3	◇	◇																																																
上記に加え、地域コミュニティの拠点として再生を図る場合	文部科学省 公立学校施設整備事業	④	新增築	1/2	◎	◎								△	△	△			△	△	△		△	△	△										○	大臣官房文教施設企画部 施設助成課 TEL:03-6734-2466																		
		⑤	改築	1/3	◎	◎	○								△	△	△			△	△	△		△	△	△											○																	
		⑥	地震補強	Is<0.3:2/3 Is≧0.3:1/2 など	○	※1																																																
		⑦	大規模改造	1/3	○	○					○				△	△				△	△	△		△	○	△																												
		⑧	屋外教育環境整備(防災広場)	1/3											○	○																																						
		⑨	太陽光発電導入事業	1/2																○	※1																																	
		⑩	木の教育環境整備	1/3																																																		
		⑪	地域・学校連携施設整備事業	1/3																																			○															
		⑫	校内LANの新設事業	1/2																						○																												
		⑬	学校給食施設整備事業	1/2, 1/3																																																		
		⑭	学校体育諸施設整備事業	1/3 (1/2)																																																		
		内閣府	⑮	地域防災力向上支援事業	1/2																																																	
		消防庁	⑯	防災対策事業債(地方単独事業)	-	○						※2	※2	○		○	○				※3	※3	※3	※3																														
			⑰	消防防災施設整備費補助金	1/2, 1/3																																																	
国土交通省	社会資本整備総合交付金(※6)	⑱	都市防災総合推進事業	1/2, 1/3										○	●																																							
		⑲	都市再生整備計画事業(旧まちづくり交付金)	概ね4割	※4	※4																																																
		⑳	住宅市街地総合整備事業	1/2, 1/3	密集市街地整備事業の一環として、密集住宅地において学校をコミュニティ施設、防災関連施設としてとらえた場合に可能となるものがある																																																	
		㉑	住宅・建築物安全ストック形成事業	1/3	○	△																																																
		㉒	下水道総合地震対策事業	1/2等																																																		
農水省	㉓	総合農地防災事業(農村災害対策整備事業)	1/2																																																			
水産庁	㉔	産地水産業強化支援事業	1/2	原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内及びその背後集落において行われる取組みの場合に該当するものがある。																																																		
環境省	㉕	災害等廃棄物処理事業	1/2等																																																			

凡例 ○: それを目的とした整備が可能
 ◎: 新增築、改築、大規模改造(老朽)で整備する際に必然的に補助対象となる
 △: 新增築、改築、大規模改造(老朽)とあわせて行う際に補助対象となる
 ●: 学校以外に設置する場合に補助対象となる
 ▲: 新築の災害復旧事業を行う際に同時での実施が可能
 ◇: 被災状態により改良・効用復旧が可能(原形復旧が原則)

※1 関連工事として行う場合に補助対象となる。
 ※2 災害時における住民の避難経路や緊急車両の進入経路などとして確保できる道路であるものが対象となる。
 ※3 非常用電源として認知されているものが対象となる。可搬タイプの場合は適性のあるものに限る。
 ※4 被災時に地域住民の避難所となる施設に限る。
 ※5 バリアフリー対応の公衆トイレに限る。
 ※6 社会資本整備総合交付金事業は、上記に印のある施設以外についても、効果促進事業として実施することにより交付対象となる場合がある。
 ※7 移転復旧の事業計画が策定されている場合は1番の、策定されていない場合は25番の補助対象となりうる。

この表は、学校施設整備に関する防災対策として想定される主な事業を例示したものです。各制度には財政支援等のための要件がありますので、詳細についてはそれぞれの制度を所管する府省庁に照会・相談して下さい。

東日本大震災からの復興の基本方針
(公立学校施設の復旧関係部分抜粋)

平成 23 年 7 月 29 日
東日本大震災復興対策本部

4 あらゆる力を合わせた復興支援

(1) 国の総力を挙げた取組み

②使い勝手のよい交付金等

- (i) 地方公共団体が、自ら策定する復興プランの下、復興に必要な各種施策が展開できる、使い勝手のよい自由度の高い交付金を創設する。具体的には、復興に必要となる補助事業（市街地・農漁村整備、道路、学校等）を幅広く一括化するとともに、地方公共団体の負担の軽減を図りつつ、対象の自由度の向上や執行の弾力化、手続きの簡素化等を可能な限り進め、復興プランの評価・公表等を通じて効率性や透明性を確保しつつ、地方公共団体主体の復興を支援する。